

平成 18 年 11 月 16 日

各 位

大阪府中央区北浜四丁目 5 番 33 号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 森田 豊

公開買付届出書の訂正届出書の提出及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

住友信託銀行株式会社(取締役社長 森田 豊/以下「公開買付者」といいます。)は、住信リース株式会社(取締役社長 荒木 二郎)の普通株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して証券取引法第 27 条の 8 第 1 項に基づき訂正届出書を平成 18 年 11 月 16 日付で関東財務局長宛てに提出し受理されました。これに伴い、同条第 11 項に基づき、平成 18 年 10 月 24 日付の公開買付開始公告(平成 18 年 10 月 27 日付の「公開買付届出書の訂正届出書の提出及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正されたもの。以下「公開買付開始公告」といいます。)の内容について、下記の通り訂正致しますのでお知らせ致します。

訂正を行った理由は、公開買付開始公告の内容のうち、公告日における特別関係者の株券等所有割合の修正及び当該所有割合に関する説明の追加を行う必要があると判断したためです。

なお、この訂正は形式的なものであり、基本的な買付条件等に変更はございません。

記

1. 公開買付けの概要

(1)対象者の名称	住信リース株式会社
(2)買付け等を行う株券の種類	普通株式
(3)買付け等の期間	平成 18 年 10 月 24 日から平成 18 年 11 月 27 日まで(35 日間)
(4)買付け等の価格	1 株につき金 2,050 円

2. 公開買付開始公告の訂正の内容

公開買付開始公告のうち、「2 公開買付けの内容」に関し、内容を訂正致します。訂正箇所は下線を付した部分です。

2 公開買付けの内容

(7)公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

[訂正前]

公開買付者 4.89% 特別関係者 15.88% 合計 20.77%

(注) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合の計算においては、公開買付者が住友信託銀行(株)(信託 B 口)名義で所有する株式のうち公開買付者が自らの判断で議決権を行使することができる権限又は投資をするのに必要な権限を有する株式 35,000 株に係る議決権 350 個及び日本トラスティ サービス信託銀行(株)(信託口)名義で同信託銀行が所有する株式のうち公開買付者が自らの判断で議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資をするのに必要な権限を有する株式 50,700 株に係る議決権 507 個を分子に加算しておりま

す。なお、上記の信託B口及び信託口はいずれもパッシブ運用(ベンチマーク連動型運用)であり、かかる株式のベンチマークにおける構成比率の変更、またはファンドにおける資金化等の理由により、公開買付期間中に証券取引所市場において売付けが行われ、その結果、公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合、並びに公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計が減少することがあります。

[訂正後]

公開買付者 4.89% 特別関係者 15.90% 合計 20.79%

(注1) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合の計算においては、公開買付者が住友信託銀行(株)(信託B口)名義で所有する株式のうち公開買付者が自らの判断で議決権を行使することができる権限又は投資をするのに必要な権限を有する株式 35,000 株に係る議決権 350 個及び日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)名義で同信託銀行が所有する株式のうち公開買付者が自らの判断で議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資をするのに必要な権限を有する株式 50,700 株に係る議決権 507 個を分子に加算しております。なお、上記の信託B口及び信託口はいずれもパッシブ運用(ベンチマーク連動型運用)であり、かかる株式のベンチマークにおける構成比率の変更、またはファンドにおける資金化等の理由により、公開買付期間中に証券取引所市場において売付けが行われ、その結果、公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合、並びに公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計が減少することがあります。

(注2) 公告日における特別関係者の株券等所有割合の計算においては、特別関係者が日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)名義で所有する株式のうち特別関係者が自らの判断で議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資をするのに必要な権限を有する株式 3,500 株に係る議決権 35 個を分子に加算しております。なお、上記の信託口はパッシブ運用(ベンチマーク連動型運用)であり、かかる株式のベンチマークにおける構成比率の変更、またはファンドにおける資金化等の理由により、公開買付期間中に証券取引所市場において売付けが行われ、その結果、公告日における特別関係者の株券等所有割合、並びに公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計が減少することがあります。

以 上